

人間の生業と動物とのかかわり

——動物の殺害は条件つきで「容認される」だけのことなのか

伊勢俊彦

はじめに

『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』（浅野 2021、以下では、「本書」と表記する）は、著者本人の主張が強く前面に出た本である。そのため、動物倫理という学問分野を俯瞰的に視野に収め、さまざまな対立する主張について冷静に判断するには、あまり向いていないかもしれない。しかし、哲学というきわめて一人称的な営みにおいて、公平無私な見方や、議論の普遍妥当性を標榜することに、私はそもそも、いささかまやかしめいたものを感じる。自らの信ずる主張を読者の前に提示し、それが受け入れられるか否かを問う。こうした、いわば自分の実存をかけた姿勢の方が、入門書としても、むしろ提示されている問題を読者自身のものとして受け止めることを促す点で、その学問分野のうちに読者を引き入れることに向いているとも言えるのではないか。であるから、私自身は、自らの主張を強く打ち出してくる著者の姿勢に好感を持っている。また、工場畜産や水族館でのイルカショーに対する著者の批判には全面的に同意する。

しかしその一方で、私が本書の議論のスタンスや個々の主張について、きわめて納得しがたい感情を持っていることも事実である。

私が同意できない点の第1は、本書の論理展開のしかたそのものにある。本書は、まず、動物の権利を合理的な根拠によって正当化し、その一般原則をより個別的、具体的な事象に適用するというかたちで議論を展開している。しかし、倫理学におけるこのようなアプローチには、一般的な原則ではなく、人の具体的なあり方のよさや、人々の関係性から出発するアプローチが対立する。一般原則を演繹的に個別の事例に適用して結論を得ようとするアプローチへの後者の立場からの批判は、すでに、徳倫理やケアの倫理などの分野においてさまざまなしかたでなされている。そのため、私はこの点について本稿ではとくに追及しないことにする。

私が本書の主張に同意できない第2の点は、動物の殺害を含む人間の生業に対する本書の態度である。問題となることがらを具体的に言えば、1つには農業被害を防止するた

めの害獣の駆除の問題であり、もう1つには漁業のように、付随的にではなく本質的に動物の殺害なしに成り立たない生業の問題である。

1、支配か戦争か

しかしここでは、それらの問題に入る前に、まず、人間の人間以外の動物に対する不正をイメージする構図として、何が適切であるかについて考えたい。この問題の立て方からも分かるように、人間が動物に大規模な不正を働き続けていることについて、著者と私は完全に意見が一致している。ただし、その不正を、著者は、人間の他の動物に対する不当な支配として特徴づけているのに対し、私は、人間が他の動物に対して発動した不法な戦争の帰結として、現在の不正があるという見方を提示してみたいのである。そのような見方を取ることができるとすれば、人間の他の動物に対する戦争の根源は、人間による動物の生息地の強奪にあると言える。つまり、人間と人間の場合に例えて言うなら、人間と動物の関係は、白人奴隷主と先住民やアフリカ人の奴隷のような、力で支配する主人と奴隷との関係なのか、イスラエルとパレスチナ人のような、占領者と土地を追われた者との関係なのかというのが、ここでの問題である。

さて、人間の他の動物に対する戦争は、どこで始まったのか。狩猟で暮らしたわれらの先祖の、狩猟という行為そのものが、動物に対する戦闘行為であり、人間の他の動物に対する戦争はここに始まるというのが1つの見方であろう。しかし、狩猟が人間の生存を支える持続的活動であるには、人間は、動物の個体群を消滅させてはならないし、動物の生息環境を奪ってしまってもならない。してみると、生存の手段をもっぱら狩猟に頼る人間と、狩猟の対象となる動物の関係は、他の動物を捕食する動物と捕食される動物との関係と同様、一種の共生関係ではないかとも考えられるのである。これに対して農耕は、少なくとも本質的には動物の殺害を含むものではなく、人間と動物の平和な共存を可能にするかに見えても、動物をもととの生息環境から追い払い、その土地を人間が占有することから始まるのである。ここにこそ、人間と動物の永続的な戦争の根源があると、私は考える。

こうした人間による土地占有を正当化する論理は、たとえばロックの所有論のうちに明確に見出すことができる。そしてそれは、先住民の行う狩猟採集に対する農耕の優位を

説き、先住民からの土地強奪を正当化する論理でもある。

ロックはまず、自然の理性に従っても、啓示に従っても、「神が世界を人類共有のものとして与えたことはこの上なくあきらかである」と述べる¹。ロックはさらに、「大地と、そこにあるすべてのものとは、人間の生存を維持し快適にするために与えられた」(26)と論を進める。ここでロックが言及していないのは、大地と、そこにあるすべてのものは、人間以外の生き物を含めたすべての生き物の生存の条件であり、それらの生き物のうちでも、快を感じる能力を持つものにとっては、生の快適さの源泉であるということである。

大地の上に暮らし、快適な生を享受するために、土地を所有することは必ずしも必要ではない。いかなる人間も、酸素が人為的に与えられるのではない自然な環境のうちでは日々、空気存在を享受しているが、自然な環境のうちにある空気を所有してはいない。同様に、土地の所有を知らない人間やその他の生き物も、大地の存在を日々享受している。ところがロックは、あたかも、人間がなにごとかの存在やそれから生じる快や便益を享受するためには、それを所有しなければならないかのように述べる。

それら（大地が自然に生み出す果実や大地が養う獣たち）は人間が利用するために与えられたのだから、それらが、何かに利用される前には、あるいは、誰か特定の人にとって有益なものとなるに先立って、何らかの方法でそれらを専有する手段が必ずやあるに違いない。(同)

人間が自然界から直接取ってきて消費するどんぐりやリンゴについて、ロックはこう述べる。

樫の木の下で拾ったどんぐりや、森の中で木から集めたリンゴで自分の生命を養う者は、確かにそれらを自分のものとして占有したのである。[...]もし、最初に採集した時それらが彼のものとなったのでなければ、それ以外の何によってもそれが彼のものとなりえないことは明らかである。つまり、その〔採集すると

¹ 『統治二論』後編第5章第25節。以下、ロックのテキストへの言及は、すべて『統治二論』後編第5章へのものである。これ以降は節の番号のみを括弧に入れて示す。訳文は、ロック2013に従う。

いう〕労働が、それらと共有物を別ったのである。(28)

これを一般化して、ロックは述べる。

共有物のある部分を取り、それを自然が置いたままの状態から取り去ることによって所有権が生じる。(同)

しかし、獣や鳥もまた、どんぐりやリンゴで生命を養うが、これらの生き物が、まず、それらのどんぐりやリンゴを所有しなければならないというのはいささかばかげた主張であらう。

人間が何らかのものを利用し、有益なものとするためには、それを所有しなければならないという主張は、それが土地に適用されるに至って、重大な帰結を生む。

人が耕し、植え、改良し、開墾し、その産物を利用しうるだけの土地が、彼の所有物なのである。彼は、自らの労働によって、それを、いわば共有地から囲い込むのである。(32)

土地はどんなに広大であっても労働を投下することなしにはほとんど価値のないもの (36)

であって、

囲い込まれ開墾された一エーカーの土地が生産する人間生活の維持のための食料は、同じように肥沃でありながら、共有地として荒れるにまかされている一エーカーの土地が産出するものの（少なく見積もっても）一〇倍にはなるであらう。(37)

私には、改良も開墾も施されないで自然のままに残されているアメリカの原始林や未墾の荒蕪地にある一〇〇〇エーカーの土地が、そこに住む貧しく惨めな人々に対して、肥沃度が同様でありながらよく耕されたデボンシャーの一〇エーカーの土地が産出するのと同じだけ多くの生活の便益を生み出すかどうか、はなはだ疑問である。(同)

かくして、新大陸の土地は、先住民が共有するままで狩猟採集に利用させておくより、

入植者が開墾してより有効に利用する方がよいことになる。

ここまで見たように、ロックは大地とその産物が人間の生の快適さと便益の源泉であるとする一方で、人間以外の動物が大地の存在によって快適な生を享受するということを一顧だにしない。ロックのこうした人間中心主義を支えるのが、「神が世界を人類共有のものとして与えた」という、一見キリスト教的な創造観である。しかし、キリスト教的世界観を表現しているはずの新約聖書には、こうした極端な人間中心主義にもとづくのではない叙述も見出される。

空の鳥をよく見なさい。種も蒔かず、刈り入れもせず、倉に納めもしない。だが、あなた方の天の父は鳥を養ってくださる。²

ここには、人間以外の動物の生も神の配慮を受けるに値する価値があると述べられている。しかしロックはこのような聖書の叙述を参照することなく、人間以外の動物についての善を考慮の外に置く。そればかりでなくロックは、人間が、土地を所有することなしに大地とそれが生み出すものを享受することによって得られる豊かさや価値を否定し、「労働する人間」による土地の取得=強奪を正当化するのである。

ここまで見たように、ロックの所有論は、動物と先住民からの土地強奪を正当化する論理に他ならない。そしてこのような土地強奪は、まさに、人間の動物に対する、また「労働する」植民者の先住民に対する戦争の開始を正当化する。

私がこのようなことを考えるようになったきっかけは、野生動物の頭数管理の方法として、直接の殺害よりも、不妊化による個体数の漸次的な減少をとるべきだという主張に接したことである。この主張は本書だけでなく、たとえばヌスバウムの『正義のフロンティア』でも行われている（浅野 2021, p. 126、ヌスバウム 2012, p. 448）。そしてヌスバウムの場合、この主張の背景には、動物に対するパターンリズムがある。

人間が人間以外の動物を扱うさいにはパターンリズムが通常は適切である。（ヌスバウム 2012, p.426）

² 「マタイによる福音書」6章25。（共同訳聖書実行委員会 1987,1988）

このようなパターンリズムにもとづき、ヌスバウムは人間の動物に対する支援と管理のもとでは、捕食動物の捕食もやめさせるのが適切であるとも述べる（ヌスバウム 2012, pp. 421f.）。浅野は、動物に対するパターンリズムの是非について直接述べていないし、捕食行動に対する介入も否定する（浅野 2021, p. 128）から、動物に対する人間の管理について、ヌスバウムほど積極的でないのが見て取れる。

しかし、野生動物をあたかも伴侶動物のように不妊化しようというのは、私には、人間による過剰な管理のように思われてならない。しかし、ここで問いたいのは、野生動物はそのような人間による管理にやすやすと屈するのかということである。伴侶動物は、人間による管理を受け入れることによって人間と生息環境を共有する。これに対して、野生動物は、人間との生息環境の共有を求めておらず、人間による管理の試みには、抵抗を続けるであろう。

人間と人間の間の戦争の場合と違い、野生動物は人間とのあいだで降伏や休戦の協定を結ぶことはできない。こうした、人間による支配と管理に服することのない動物と人間の関係の場合、人間が動物に加えている危害は、人間の動物に対する支配というより、人間の動物に対する戦争から生じている。そして、動物は人間との戦争を決してやめないから、この戦争には終わりがないのである。

2、「害獣駆除」の方法をめぐって

さてそれでは、本稿が論じる具体的な問題の第1、農業被害を防ぐための「害獣駆除」についての考察に取り掛かりたい。

私が、野生動物の頭数管理の方法としては殺害よりも不妊手術をとるべきであるというヌスバウムの主張に最初に触れたとき、感じたのは、そのようにして野生動物を人間の管理のもとに置こうという発想への違和感もさることながら、そのようなことはたして実行可能なのかという疑問であった。

環境庁による調査の速報値によれば、2020年度の日本国内でのニホンジカ・イノシシの捕獲=補殺頭数の合計は約135万3,700頭である（環境庁 2021）。この数については、そんなに減らす必要があるかという議論がある（浅野 2021, pp. 119ff.）が、ここでは代

替的な頭数管理目標についての議論には入らず、実際に行われている補殺の頭数を前提とした場合、不妊化が捕獲殺害に代わる頭数管理の手段となりうるかに絞って論じる。

現在、日本国内で大規模な不妊処置が行われている対象は伴侶動物であるイヌとネコである。単年度ごとの不妊処置数の統計は見当たらないが、2020年度におけるイヌとネコの飼育数はイヌが848万9千頭、ネコが964万4千頭で合計1813万3千頭（ペットフード協会2020）、イヌ、ネコの不妊去勢手術措置の実施率は、2001年度インターネット調査によればそれぞれ44%、83%である（環境庁2002）。実施率は年々上昇しているので、2001年度調査の数字を用いれば、現在の実施数をかなり内輪に見積もることになるが、ここでは、イヌ、ネコの不妊去勢措置の数について、大体のイメージを示せばよいので、これらの数字を用いてイヌ、ネコの不妊去勢手術数を概算すると、イヌが約313万5千頭、ネコが約800万5千頭で、合計約1114万頭となる。これらの数字は、1年ごとに不妊去勢手術を受けたイヌ、ネコの数ではなく、飼育されているイヌ、ネコのうち、どれだけが不妊去勢手術を実施済みであるかという数を示す。仮に、イヌ、ネコは平均10年生きるとして、1年ごとの手術実施数は約111万4千頭となる。これに、地域猫活動などによる飼育されていないネコへの手術実施数を加えたとしても、1年ごとの不妊去勢実施数は110万頭台前半となる。これを、1年ごとのニホンジカ・イノシシの補殺数に比べるならば、現在の規模でのニホンジカ・イノシシの頭数管理手段として不妊化を採用するとすれば、イヌ、ネコとの合計で少なくとも現状に倍する数の不妊処置の実施が必要であることがわかる。実際には、不妊化によってすぐに頭数が減るわけではない。また、これだけの数の手術の実施に対応する獣医の養成には多くの時間と費用がかかる。してみると、ニホンジカ・イノシシの不妊化は、現在の補殺による頭数管理に代る頭数管理の手段としては、あまり現実的でないと言わざるを得ない。将来的には不妊化によってニホンジカ・イノシシを殺さずにすむ頭数管理の方法を求めていくべきであるとしても、その実現には、抜本的な政策変更および多大な時間と費用とを要するであろう。

また、動物を殺さないための行動の指針としても、菜食の実行などと違い、野生動物の頭数管理の方法には、個人の行動によって直接の影響を与えることができない。地方自治体レベルでの政策変更を求める運動としても、現実に進みつつあるイヌ・ネコの殺処分ゼロの運動とは違い、野生動物の捕殺の中止は、現に農業被害を被っている住民の利害と対

立するため、地方自治体を動かすほどの多くの住民の同意は得にくいであろう。

以上見たように、補殺に代えて不妊化による野生動物の頭数管理を行うことは、現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

その上、農業という生業と動物の殺害はそもそも切り離せないのではないかという指摘もある。

すべての害が遠隔地にいる産業化したアグリビジネスの巨人のせいにできたなら、私の信仰はもっと長く続いたかもしれない。だがジョーイを見てみる。親切的な有機農家で、作った野菜は1マイルも離れていない地元の自然志向の食品生協の商品棚へ運ばれてゆく。これ以上穏やかで良心的な土地の守り手は探してもいない。しかしシカのことを聞いてみると、教えてくれるだろう。「頼めば来てくれる人たちが何人かいる。被害が多すぎるときは、この人たちが来て1頭撃つ。そして私と肉を分けるんだ。」でなければウッドチャックのことだ。「巣穴を煙でいぶすんだ。いつものことさ。先制攻撃だね。ケール畑のすぐ横の砂地の土手にトンネルがあるだろう？そこに逃げ込む奴もいる。

何度も何度も、妻のキャサリンと私はジョーイの野菜を買っていた。何度も何度も、ジョーイの畑でイチゴを摘んだ。

私たちの食べ物を作るために、バンビやチャッキーが撃たれ、煙攻めに遭うとは思ひもしなかった。(Cerulli 2010, p. 48)

農業という生業と動物とのかかわりについては、なお検討すべき課題が多いのではないだろうか。

3、生業としての漁業について

次に、本稿が論じる具体的な問題の第2である。付随的に動物殺害を伴う農業と違い、本質的に動物を殺害する活動と切り離せない漁業についてはどのように考えればよいのだろうか。

本書が直接漁業について触れている箇所は、見る限り2つだけである。いずれも短いので、直接引用することにする。

漁業というのは、人間が食べるために魚を捕まえることです。これは、魚の基本

権の侵害です。ですから動物権利論は、そもそも漁業に反対します。(pp. 48f.)
現代の日本に、猟師はいませんが、漁師はたくさんいます。その人たちは、漁業で生計を立てています。すぐに転職するのも容易ではないでしょう。ですから、漁師の場合、生きていくために殺生もやむを得ないと言えるかもしれません。(p. 173)

要約すれば、原則としては漁業に反対だが、生きていくために必要ならやむを得ないということになる。言い換えれば、他に生計を立てる手段があるならば、漁業を生業とすべきではないということである。

だが、生業としての漁業というのは、はたして、他に生計を立てる手段があれば、やらなくてもいいようなものなのだろうか。

ここで私が思い出すのは、東日本大震災の津波被災地で、ほとんど更地になったままの海沿いの旧市街地の真ん中に、再建された魚市場だけがぽつんと立っている光景である。確か 2014 年、津波から 3 年後のことであった。

何ゆえに、市街地そのものがほとんど消えたままの中に、魚市場だけが再建されているのか。それは、漁業の再開こそが、地域のコミュニティの復興にとって必要条件だと考えられているからであろう。しかるに、本書の主張によれば、この地域の共同体を再建する上では、できれば漁業を再開するのではなく、別の種類の産業を起し、住民が生計を立てる手段を供給するのがベターだということになりそうである。

もちろん、住民の 1 人ひとりにとっては、地域を離れて、あるいは地域に残っても、ふたたび漁業に従事することなく、別のしかたで生計を立てることも可能である。しかし、地域全体として漁業とは別の産業によって共同体を支えていくことができるのだろうか。少なくとも、津波によって地域の共同体そのものの存続が危機に瀕した岩手・宮城・福島 3 県の沿岸地帯で、漁業なしで地域全体がやっていけるような地域はそう多くないのではないか。私にはそう思われる。これに反対しようとするなら、大半の住民が広い地域に分散して住み、利用可能な土地もそう広くなく、大規模な商工業が営みにくい日本の沿岸地域で、漁業に頼らずに地域共同体が持続できるような地域の事例を挙げて、脱漁業と地域の復興が両立可能であることを示してもらいたい。

確かに、漁業を主な産業とする地域であっても、住民個人個人にとって、漁業に就業す

ることは不可避な事柄ではない。しかし、長年にわたって家族で漁業に従事してきている家庭の出身者にとって、漁業と他の生業は、どれも同じように、選ぶことも避けることも可能な選択肢として並んでいるわけではないであろう。そのようなバックグラウンドを持つ人にとっては、漁業に従事することは、家族と地域の共同体への所属という、個人のアイデンティティ保持のための重要な条件であり、やめられるならやめてもいいようなこととは言えないのではないか。そして、個人のアイデンティティそのものを規定する属性は、あってもやむをえないものとして容認されるというよりは、誰からもリスペクトを受けるべきだと思われる。

何を生業として生計を立てるかという選択が、このように家族と地域の共同体への所属の問題となるほど、地域の主要産業への従事が個人のアイデンティティに影響を与えるようになるのに、実はそれほど長い年月は必要でない。日本の石炭産業の歴史は、1870年代に近代的な炭鉱の開発が始まってから 20 世紀後半に各地の炭鉱が閉山に追い込まれるまで、100 年を大きく越えない。しかし、1950 年代には、「俺らはな 生まれながらの炭鉱夫」という歌詞を持つ歌謡曲がヒットするほど、炭鉱産業は炭鉱が立地する地域の人々のアイデンティティを規定するものとして社会的にも認知されていた。常磐炭鉱の場合、石炭産業が構造的不況となった 1960 年代以来、炭鉱会社自身によって温泉を利用した観光開発が行われ、炭鉱従業員と地域住民の雇用確保が図られたのは、それだけ、炭鉱と地域社会の関わりが深く、炭鉱が経済的に引き合わなくなったからといって、単純に撤退することができなかったからであろう。この中で作られた観光施設がスパリゾートハワイアンズであり、炭鉱が経営困難となり観光開発が図られていく過程は、映画『フラガール』から伺い知ることができる。

さらに言うなら、自らの生業によってアイデンティティを形成することは、生まれ育った土地との強い結びつきを必要とするものでは必ずしもない。日本の高度成長期には、多くの農漁村出身者が都市へと移動し、賃労働に従事するようになった。これらの労働者が、労働組合に組織され、労働運動の担い手ともなったのだが、あるメーデーの歌に「立てたくましい労働者」「われら未来を語るもの」と歌われたように、こうした運動の中では、労働者としてのアイデンティティがしばしば強調された。

このように、何を生業とするかの選択に関わらず、働く者は、自らの生業をアイデンテ

ィティとし、そのアイデンティティに対するふさわしいリスペクトを受けるとともに、それにプライドを持つことが、人として本来あるべきあり方なのである。しかるに、最近では、非正規雇用の労働者の比率が増大しに、働き方がリスペクトされない、したがってまたプライドを持ちにくい状況が広がっている。このような状態は、人にふさわしい生業のあり方として正しくないと言える。逆に言えば、人としての生業の正しいあり方の基準は、人がそれをアイデンティティの一部とし、リスペクトを要求し、それにプライドを持ちうることにある。

しかるに、動物を殺害する活動を含む生業に対する本書の立場から、その生業に対するしかるべきリスペクトと両立するであろうか。再度引用しよう。

その人たち（漁師）は、漁業で生計を立てています。すぐに転職するのも容易ではないでしょう。ですから、漁師の場合、生きていくために殺生もやむを得ないと言えるかもしれません。(p. 173)

ここに示されるのは、生きていくために殺生するのは厭わしいことである。しかし、現実の生においてはそれも時としてやむを得ないという見方である。これは、仏教の世界観から動物の殺害を正当化することができるかという議論の文脈で書かれたことであるから、仏教に特徴的な生へのペシミズムがにじみ出ているのは当然であろう。しかしわれわれは、そのようなペシミズムを受け入れながら生きていかねばならないのだろうか。私は、現実の生を肯定し、現実の生の中に喜びを見出していくことこそ、人として正しいあり方であると考えます。

ここでの見解の対立の根底にあるのは、現実の生を肯定しつつ、それに内在する価値のうちに、倫理の根源を求めるアプローチと、あたかも現実の生の外側に立つがごとく、現実の生を超越した根拠、例えばア・プリオリな合理的推論から倫理的原則を引き出そうとするアプローチの対立である。

こうしてわれわれは、本稿では追及しないと断っておいた倫理学への基本的なアプローチという主題に戻ってきた。この主題をこれ以上追及することは、本稿の設定した課題の範囲を超えることになるだろう。そうであるとすれば、私は、本稿の筆を擱くべき潮時にさしかかっていると言わねばならない。残された課題については、また別の機会に俟つこと

としよう。

【文献表】

- 浅野幸治 (2021)、『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、ナカニシヤ出版。
- Cerulli, Tovar (2010). “Hunting Like a Vegetarian: Same Ethics, Different Flavours.”
Nathan Kowalsky (ed.), *Hunting*, Wiley-Blackwell, pp. 45-55.
- 共同訳聖書実行委員会 (1987, 1988)、『聖書 新共同訳—新約聖書』、日本聖書協会（電子版）。
- マーサ・C・ヌスバウム (2012)、『正義のフロンティア』（神島裕子訳）、法政大学出版局。
- ジョン・ロック (2013)、『完訳 統治二論』（加藤節訳）、岩波文庫（電子版）。

【Web 上の参考資料】

- 環境庁 (2002)、「犬猫の不妊去勢の義務化について」、https://www.env.go.jp/council/14animal/y143-19/mat06_1.pdf（最終閲覧 2021 年 9 月 19 日）
- (2021)、「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和 2 年度）」、<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/sokuhou.pdf>（最終閲覧 2021 年 9 月 19 日）
- ペットフード協会 (2020)、「2020 年(令和 2 年)全国犬猫飼育実態調査 結果」、<https://petfood.or.jp/topics/img/201223.pdf>（最終閲覧 2021 年 9 月 19 日）